

帯広市設計委託業務等成績評定基準

[平成 15 年 4 月 1 日]

(目 的)

第 1 条 この基準は、帯広市における設計委託、測量調査委託及び家屋調査委託等(以下「委託業務等」という。)の適正な業務執行を図るため、厳正かつ的確な評定を行うことにより、設計委託等各業者(以下「設計委託業者等」という。)の指名等に関する資料に供することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この基準に基づき成績評定を行う設計委託等の適用範囲は、帯広市建設工事等施工要領(昭和 55 年 4 月 1 日施行)の 4 の(2)に規定する総務部が契約を締結する委託業務等とする。

(評定の方針)

第 3 条 委託業務等の成績評定(以下「評定」という。)は、正確な資料や業務執行及び成果の事実に基づき、設計条件や特殊事情を勘案し、次条に規定する評定者ごとに独立して的確かつ公正に判断を行うものとする。

(評定者)

第 4 条 評定は、設計委託業務等成績表(様式第 1 号)により、考査項目別採点基準表(様式第 2 号)に基づき、委託業務等の業務担当職員(以下「担当員」という。)及び課内検査担当職員(以下「検査員」という。)が行うものとする。

2 委託業務等の内、次の委託については、業務担当課が評定した後、契約管財課の職員(以下「評定員」という。)の評定を受けるものとする。

(1) 成績表に規定する主たる業務が 1~4 に該当するものについては、概算工事金額が 500 万円以上の工事に係る委託業務等

(2) 成績表に規定する主たる業務が 5 に該当するものについては、概算工事金額が 130 万円以上の工事に係る委託業務等。ただし、建築工事との同一工事で、建築工事の概算工事金額が 500 万円未満の場合はこの限りでない。

(3) 維持、修繕及び改修工事設計業務については、概算工事金額が 1000 万円以上で必要と認めた委託業務等

(4) 帯広市公営企業管理者の所管する委託業務等については、帯広市公営企業管理者が定める概算工事金額以上

(評定方法)

第 5 条 評定は、成績表に掲げる考査項目について、考査項目別採点基準表により、成績表の該当評定各細目ごとに a から e の評価点を付して行うものとする。

2 評価点は、標準点(65 点)に、考査項目ごとの評価点小計を加減して得た値とする。

3 委託業務等の総合評価点は、次のとおりとする。

(1) 契約管財課の評定を要する委託業務等の場合

前項の方法で算出した担当員の評価点と検査員の評価点にそれぞれ $2.5 / 10$ を乗じて得た合計評価点と評定員の評価点に $5 / 10$ を乗じて得た合計評価点を

合わせた点数を総合評価点とする。

(2) 契約管財課の評定を要しない委託業務等の場合

前項の方法で算出した担当員の評価点と検査員の評価点にそれぞれ 2.5/10 を乗じて得た合計評価点の 2 倍の点数を総合評価点とする。

(成績表の取扱い)

第 6 条 成績表は、成果検査の際、所要事項を記載し、担当員及び検査員が所定の事項を記載する。

2 成績表は契約担当課が保存する。

(評定の結果活用)

第 7 条 評定の結果、総合評価点が標準点の 65 点を下回った場合は、勧告等によって設計委託業者への注意喚起を促すものとする。

(評定の特例)

第 8 条 共同企業体が委託業務等を行った場合は、当該共同企業体の各構成員が、各々単独で委託業務等を行ったものとみなし各構成員について行うものとする。

2 設計委託業者等の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における出来高等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある出来高がない場合は、この限りではない。

3 市の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合は、当該委託業務等の評定の対象としないものとする。

(再評価)

第 9 条 委託業務等の内容に後日、工事施工等の際に瑕疵等が判明した時には、再評定を行なうものとする。

附 則

1 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 帯広市設計委託等成果成績評定試行基準（平成 13 年 10 月 29 日帯契管第 288 号）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。